



第 113 号

森 順美
KCCN 理事・事務局
消費生活相談員

京都府消費生活審議会委員に就任して2期目となりました。

1. 京都府消費生活審議会の委員に就任して2期目になりました。

京都府では、消費生活施策の策定及び実施に関する重要事項の調査審議並びに消費者の苦情のあっせん及び調停を行わせるため、京都府消費生活審議会を設置しています(京都府消費生活安全条例 34 条)。

委員は、学識経験者や消費者団体、事業者団体出身者などで構成され、また広く府民の意見を消費生活施策に反映させるために公募も行われています。

委員の任期は、2年となっています。私は、所属する適格消費者団体京都消費者契約ネットワークの推薦を受け、令和3年度(第21期)から委員を務めさせていただいており、今期(第22期)となる令和5年度からも引き続き消費者団体の役員として、また消費者代表の立場から委員を務めさせていただくことになりました。任期は、令和7年度までとなります。

2. 第71回京都府消費生活審議会が開催されて

審議会は、年に2回ほど開催されています。今年度は、2023年7月27日に開催されたので出席しました。

最初に、第22期会長選出等が行われ学識経験者である坂東俊矢先生が会長に就任されました。次に、部会別委員の指名が行われますが、京都府消費生活審議会には①苦情相談部会と②施策推進部会の二つの部会があり、各部会の委員指名と各部会長の選出等が行われました。

私は、苦情相談部会の委員であることから、積極的に部会が開催されることを期待し、審議案件があった場合においては真摯に対応をしたいと改めて思いました。

その後、京都府から令和4年度京都府の消費生活行政の現状と令和5年度京都府の消費生活行政の主な施策について報告がありました。最後に、意見交換が行われましたが、予定終了時間を約30分オーバーとなるほど活発な意見交換となりました。

3. 審議会での意見交換

私は今回、意見と要望の2点を述べさせていただきました。以下、内容です。

1. 私は前期である第68回京都府消費生活審議会において、特定商取引法や景品表示法等の法執行について、事前指導等に留まることなく、厳しい処分等の執行を行うことが必要であり、これらを求めています。

今回、10年ぶりに悪質事業者に対する特定商取引法に基づく行政処分が行われたとの報告がありましたので、消費者被害の拡大防止等の観点から素晴らしいことであり、引き続き積極的に執行をお願いしたいとの意見を述べました。

※特定商取引法違反の訪問販売事業者に対する行政処分

<https://www.pref.kyoto.jp/shohise/tyousa/202302.html>

2. 適格消費者団体との連携に関して、令和5年度京都府の消費者行政の主な施策について具体的な記載がないが、特定商取引法の行政処分においては、令和4年3月策定の「京都府安心・安全な消費生活の実現を目指す行動計画」（以下「行動計画」と略称します。）に基づき京都府警と連携し逮捕に至っている。

よって、適格消費者団体との連携についても行動計画に記載があることから、京都府警との連携と同様にもう少しダイレクトに差止請求活動に繋がるような事例の共有等の検討をお願いしたいと述べました。

今後、どこまで実行されるのか期待をして見守っていきたいと考えています。

3. 最後に

審議会は、私たちの暮らしの基盤となる消費生活に関しての京都府における消費者行政に対して、意見を述べることもできるとても貴重な機会です。

私は、消費者団体の立場から消費者目線に立ち、被害予防、被害救済ならびに悪質事業者への処分が具体的に実行されていく消費者行政の充実・強化がより一層、図られるよう積極的に意見を述べていきたいと考えております。

(2023年11月)